



2番	関口邦子君	19番	宮本善助君
3番	蛭原一君	20番	保科進君
4番	村山文雄君	22番	加納昭君
5番	篠崎惣寿君	23番	飯塚恒雄君
6番	松本文雄君	24番	飯田稔君
7番	吉岡一仁君	25番	濱田昭一君
8番	川島昇君	26番	沖野谷秀雄君
9番	小貫和子君	27番	永長秀敏君
10番	千勝忠君	28番	澤邊雅之君
11番	山崎健一君	29番	遠藤一行君
12番	坂本富男君	30番	糸賀泰夫君
13番	秋本精一君	31番	山下恭一君
15番	坂本一雄君	32番	高須一郎君
16番	古澤真和君		
17番	井戸賀吉男君		

---

#### 欠席委員

14番	篠崎文夫君	21番	清原寿君
-----	-------	-----	------

---

#### 出席説明委員

農業委員会事務局長	森川春樹
農業委員会事務局長補佐	飯島伸生
農業委員会事務局係長	井戸賀輝行
農業委員会事務局主査	高橋渉

---

#### ○会長（加納 昭君） 諸般の報告

- 5月30日（木） 平成25年度全国農業委員会会長大会  
 於 東京都 日比谷公会堂  
 出席者 加納 昭会長，森川春樹事務局長
- 6月 4日（火） 稲敷地域農業改良普及事業推進協議会総会  
 於 稲敷市 稲敷合同庁舎  
 出席者 加納 昭会長

6月21日（金） 平成25年度稲敷市地域担い手育成総合支援協議会総会  
於 稲敷市役所 東庁舎  
出席者 加納 昭会長

6月22日（土） 平成25年度稲敷市認定農業者連絡協議会総会  
於 稲敷市役所 桜川庁舎  
出席者 加納 昭会長

---

午後3時1分開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、ただいまから、平成25年6月の稲敷市農業委員会総会を開催させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は30名です。欠席委員は、14番、篠崎文夫委員、21番、清原 寿委員の2名であります。よって、農業委員会に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

---

#### 日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君） 最初に会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。会議録署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、4番、村山文雄委員、5番、篠崎惣壽委員、両名を指名いたします。

---

#### 日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） それでは審議に入ります。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」

を議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、1ページをお開き願います。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番、浮島字関谷、田2筆、1,982平方メートルでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、所有権の移転を行うものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

---

### 日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出 について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 2ページをお開き願います。

報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番、下根本字上谷原ほか2地区、田26筆、畑7筆、計33筆、27,530平方メートルでございますが、平成25年1月20日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望は、ないものであります。

受理番号2番、羽生字林ノ下、田4筆、1,077平方メートルでございますが、平成24年12月27日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望は、ないものであります。

受理番号3番、佐倉字姥神ほか2地区、田3筆、畑7筆、計10筆、9,393平方メートルでございますが、平成25年1月14日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望は、ないものであります。

受理番号4番、江戸崎字新山、畑2筆、1,053平方メートルでございますが、平成25年5月21日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望は、ないものであります。

以上、よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君） これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願

いたします。

---

#### 日程 4 報告第3号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第3号、「制限除外の農地の移動届出について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）

報告第3号、「制限除外の農地の移動届出について」でございます。

受理番号1番、下根本字下沼、田2筆、1,150.58平方メートルでございますが、稲敷土地改良事務所が行う、基幹農道整備事業「板橋・伊佐津Ⅱ期地区」の仮設道路として使用するため届出があったものです。農地法施行規則第53条第1項第4号に基づくものであり、添付すべき必要書類等は、事務局で確認した結果、問題ないものであります。

受理番号2番、角崎字丑内、田6筆、722.02平方メートルでございますが、同じく稲敷土地改良事務所が行う、基幹農道整備事業「板橋・伊佐津Ⅲ期地区」の盛土工事用敷地として使用するため届出があったものです。農地法施行規則第53条第1項第4号に基づくものであり、添付すべき必要書類等は、事務局で確認した結果、問題ないものであります。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

---

#### 日程 5 報告第4号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第4号、「民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）5ページをお開き願います。

報告第4号、「民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について」でございます。

受理番号1番、水戸地方裁判所龍ヶ崎支部より照会があったものでございます。月出里字北根ほか1地区、宅地2筆、山林1筆、計3筆、646.87平方メートルでございますが、農地法の「農地」には該当しないため、買受適格証明は要しない旨報告をいたしました。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願

いたします。

---

#### 日程 6 報告第5号 農地転用事実に関する照会書(回答)について

○議長(加納 昭君) 続きまして、報告第5号、「農地転用事実に関する照会書(回答)について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長(森川春樹君) 6ページをお開き願います。

報告第5号、「農地転用事実に関する照会書(回答)について」でございます。

受理番号1番、水戸地方法務局龍ヶ崎支局より照会のあったものでございます。佐原下手字上之島前、田1筆、26.53平方メートルでございますが、当該地には昭和62年建築、木造2階建ての一般住宅が建っておりまして、そのため現況非農地として回答及び原状回復命令は行わない旨の回答をいたしました。

よろしくご承認をお願いします。

○議長(加納 昭君) これはまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

---

#### 日程 7 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長(加納 昭君) 続きまして、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長(井戸賀輝行君) 7ページをお開き願います。

議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。売買による所有権移転2件、贈与による所有権移転1件の計3件でございます。

受理番号1番、浮島字関谷、田2筆、計1,982平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営規模の拡大を目的に取得するものでございます。5月17日に農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は主にレンコン・水稻を作付している農業者で、農業経営面積は266アール、農業従事日数は300日でございます。所有の農地について休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですがトラクター2台、田植機1台、レンコン用器具一式を所有しております。また申請地の周辺の農地利用に影響を与えないものと考えられます。以上調査の結果、報告書のとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号2番, 本新, 田1筆, 畑1筆, 計2筆, 計6, 898平方メートルについてでございますが, 渡人は農業の後継者に贈与するものであります。調査の結果は報告書のとおりで, 農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり, 受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお, 添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号3番, 阿波崎字居待堂, 畑1筆, 4, 030平方メートルについてでございますが, 渡人は受人の要望により売買するものであります。調査の結果は報告書のとおりで, 農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり, 受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお, 添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

以上で議案第1号の受理番号1番から受理番号3番の説明を終ります。

○議長(加納 昭君) 事務局の説明を終わります。次に調査報告でございますが, 受理番号1番については, いずれも農林振興公社の案件ですので調査報告を省略いたします。受理番号2番について, 関口委員より報告をお願いいたします。

○2番(関口邦子君) 2番関口です。受理番号2番について報告いたします。6月20日に受人の調査をし, 申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農業作業従事日数は, 250日であります。経営面積, 181アールであります。周辺の農地等に農業上効率かつ総合的利用に支障があるとは認められません。以上調査の結果買受人となる4つの条件をすべて満たしており, 報告書のとおり間違いはなく, 許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(加納 昭君) 次に受理番号3番について, 永長委員より報告願います。

○27番(永長秀敏君) 27番永長です。受理番号3番について報告いたします。6月22日に受人の調査をし, 申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に自家消費野菜などを栽培している農業者であります。所有の農地については, 休耕地もなく, 違反転用地もありません。農機具の所有状況であります, トラクター1台, 田植機1台, コンバイン1台を所有しております。農業作業従事日数, 60日であります。経営面積は, 56アールであります。周辺の農地等に農業上効率かつ総合的利用に支障が生じるとは認められません。以上調査の結果買受人となる4つの条件をすべて満たしており, 報告書のとおりで間違いはなく, 許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長(加納 昭君) これで調査員の調査報告を終了いたします。

○議長(加納 昭君) これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長(加納 昭君) はい, それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより, 議案第1号, 「農地法第3条の規定による権利の設定, 移転の許可について」を採決いたします。

本案は, 申請のとおり, 許可することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(加納 昭君) 賛成多数と認めます。

よって, 申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

日程 8 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 8ページをお開き願います。

議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、阿波崎字宮原、畑2筆、計574平方メートルについてでございますが、申請者は農業従事者で、貸家住宅一棟と自己住宅の敷地拡張をするものであります。申請地は既に転用が完了しており、今回は追認申請となります。貸家住宅は木造平屋建て41.25平方メートル、駐車場付き、上水道は公共水道、下水道は公共下水道、雨水は自然浸透となっております。住宅敷地拡張部分は駐車場及び貸家住宅への侵入路とします。申請地は、都市計画非線引き区域、農振農用地区域外であり土地改良区域外であります。農地区分は第二種農地と考えられ別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番、阿波崎字宮原、畑1筆、370平方メートルについてでございますが、申請者は農業従事者で農作業所を建築するものであります。申請地は既に転用が完了しており、今回は追認申請となります。農作業所は鉄骨平屋建て69平方メートル、上下水道はなし雨水は自然浸透となっております。申請地は、都市計画非線引き区域、農振農用地区域外であり土地改良区域外であります。農地区分は第二種農地と考えられ別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号3番、四箇字四箇、田2筆、計237平方メートルについてでございますが、申請者は農家住宅敷地拡張をするものであります。申請者は、息子夫婦の同居により敷地内に住宅を建てる為、農家住宅敷地を拡張するものであります。住宅は木造2階建、建築面積120.06平方メートルであります。上水は公共水道、下水は公共下水道、雨水は水路へ放流となっております。申請地は、都市計画非線引き区域、農振農用地区域除外済であり、土地改良区域除外済であります。農地区分は第一種農地と考えられ、別紙審査表のとおり農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上で議案第2号、受理番号1番から3番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番から2番について、永長委員より報告をお願いいたします。

○27番（永長秀敏君） 27番永長です。受理番号1番について、さる20日、蛭原委員と



事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いがなく、貸家及び住宅敷地拡張として利用するものであり、周辺農地にも迷惑のかからないものであります。申請書類の確認もいたしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。つづきまして 受理番号2番について、さる20日、蛭原委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いがなく、農作業場として利用するものであり、周辺農地にも迷惑のかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号3番について、高須委員より報告をお願いいたします。

○32番（高須一郎）32番高須です。受理番号3番について、さる21日、秋本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いがなく、農家住宅敷地拡張として利用するものであります。周辺農地にも迷惑のかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか、

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

## 日程 9 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。事務局の説明をお願いします。  
井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 9 ページをお開き願います。

議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、駒塚字山、畑1筆、235.13平方メートルについてでございますが、申請者は親世帯と同居しておりますが、住宅が狭小な為、父親から受贈する農地に自己用住宅を建築するものであります。住宅は木造二階建て、建築面積118.40平方メートル、水道は公共水道、下水は合併浄化槽、雨水は自然浸透となっております。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第二種農地と考えられ別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番、下根本字天神下、畑1筆499平方メートルについてでございますが、申請者は親戚より農地を受贈し自己用住宅を建築するものであります。住宅は木造二階建て、建築面積130.83平方メートル、水道は公共水道、下水は合併浄化槽、雨水は自然浸透となっております。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域除外済であります。農地区分は第一種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。都市計画法第29条の申請も同時にされております。

受理番号3番、清久島字前川、畑3筆、計1,668平方メートルについてでございますが、申請者は資材置場及び駐車場として利用するため農地を売買するものであります。駐車場は採石敷きとし、20台程度の重機・ダンプ等を駐車するものであります。資材は山砂・採石・コンクリート2次製品を置きます。申請地は、都市計画非線引き区域、土地改良区域外であります。農地区分は第二種農地であり別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上で議案第3号、受理番号1番から3番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○5番（篠崎惣壽君） 5番篠崎です。受理番号1番について報告いたします。さる21日、松本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく自己用住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 次に受理番号2番について、吉岡委員より報告をお願いいたします。

○7番（吉岡一仁君） 7番吉岡です。受理番号2番について、さる20日、事務局と現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、自己用住宅場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると思えます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） はい、次に受理番号3番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○12番（坂本富男君） 12番坂本です。受理番号3番について、さる20日、沖野谷委員と事務局で現地調査、及び申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、資材置き場並びに駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑のかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

## 日程10 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第4号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

高橋主査

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君） 10ページをお開き願います。

議案第4号、現況証明願に対する証明書の交付についてでございます。転用事実証明書の交付2件、非農地証明書の交付1件でございます。

受理番号1番、橋向字橋向、田1筆、935平方メートルについての登記地目変更の為の転用事実証明書の交付でございます。昭和63年9月19日付、南総農政指令第158号、倉庫で許可を得ています。

受理番号2番、伊佐部字伊佐部、田4筆、66平方メートルについての登記地目変更の為の転用事実証明書の交付でございます。平成13年11月16日付、南総農政指令第41号、駐車場で許可を得ています。

受理番号3番，伊佐部字伊佐部，畑2筆，外1地区，計3筆，1，743平方メートルについての登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。昭和59年頃から宅地として利用しており，木造住宅及び倉庫等が建築されております。撮影年月日昭和59年12月29日の空中写真証明書と，始末書が提出されています。

以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい，ただいま事務局の説明でございましたが，調査委員の調査報告をお願いいたします。まず，受理番号1番について坂本富男委員より報告をお願いします。

○12番（坂本富男君） 12番坂本です。受理番号1番について，さる20日，沖野谷委員と飯塚委員それと事務局で申請書類の審査，並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明どおりで間違いなく転用許可とお倉庫用地として利用されていることを確認しました。また，添付書類を確認いたしましたが無題ありませんでした。よろしくお願ひいたします。

○議長（加納 昭君） はい，次に受理番号2番，3番について蛭原委員より報告をお願いいたします。

○3番（蛭原 一君） 3番蛭原です。受理番号2番について，さる20日，永長委員，坂本委員それと事務局で申請書類の審査，並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明どおりで間違いなく転用許可とお駐車場用地として利用されていることを確認しました。また，添付書類を確認いたしましたが無題ありませんでした。よろしくご審議お願いいたします。つづきまして，受理番号3番について，さる20日，永長委員，坂本委員それに事務局で申請書類の審査，並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明どおりで間違いなく20年以上前から住宅の敷地として利用されており，昭和59年12月29日撮影の国土地理院発行の航空写真と合わせて確認しました。申請地は周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われます。また，添付書類を確認しましたが問題ありませんでした。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい，それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第4号，「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は，申請書のとおり証明書を交付に賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は，申請書のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

日程11 議案第5号 農地改良協議に対する同意について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第5号、「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

高橋主査

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君） 11ページをお開き願います。

議案第5号、「農地改良協議に対する同意について」でございます。

平成25年5月28日受理、新橋字町田、田1筆、4,811平方メートルの内、487.5平方メートルについての育苗ハウス設置の為の埋立てについてです。自宅に隣接する農地を、市内の山砂販売所より山砂480立方メートルを購入し、申請地を95センチメートル埋立てする計画です。以上で議案第5号の説明を終わります。

よろしくご審議お願いします。

○議長（加納 昭君） はい、事務局の説明を終わります。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第5号、「農地改良協議に対する同意について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり同意することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、申請のとおり同意することに決定しました。

---

## 日程12 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。なお、議事参与の制限規定に該当する案件がございますので、受理番号16番及び17番を除いて説明をお願いします。

飯島補佐

○農業委員会事務局補佐（飯島伸生君） よろしく願います。12ページをお開きください。

議案第6号、「稲敷市 農用地利用 集積計画 に対する意見決定について（利用権設定）」です。本件は、農業経営 基盤強化 促進法 第18条 第1項の規定による利用権の設定で、今回は、新規設定が、17件、124筆、199893.1平方メートル、再設定が6件、34筆、74、469平方メートル、合計23件、158筆、277、362.1平方メートルについての利用権の設定です。

新規設定分について、ご説明いたします。

受理番号1番, 釜井字前田, 田, 445平方メートル, 新規設定で利用目的が, 稲, 期間が6年, 小作料は10アール当たり, 玄米2.5俵, 設定を受ける者は, 経営面積3,646アールの水稲を作付けする農業生産法人です。

受理番号2番, 本新, 田2筆, 4,122平方メートル, 新規設定で利用目的が, 稲, 期間が6年, 小作料は10アール当たり, 90キログラム, 設定を受ける者は, 経営面積1,023アールの水稲を作付けする農家で, 農作業従事日数, 250日の農業者です。

受理番号3番, 古渡字内浦, 田4筆, 13,287平方メートル, 新規設定で利用目的が, レンコン, 期間が5年, 小作料は10アール当たり, 30,000円, 設定を受ける者は, 経営面積248アールの水稲とレンコンを作付けする農家で, 農作業従事日数, 200日の農業者です。

受理番号4番, 上須田字上須田, 田11筆, 15,104平方メートル, 新規設定で利用目的が, 稲, 期間が6年, 小作料は10アール当たり, 場所により玄米2俵と2.5俵, 設定を受ける者は, 経営面積548アールの水稲を作付けする農家で, 農作業従事日数, 180日の認定農業者です。

13ページをお願いします。

受理番号5番, 市崎字原ほか4地区, 田3筆, 畑3筆, 計6筆, 8,028平方メートル,  
受理番号6番, 高田字水飼, 田4筆, 3,295平方メートル,  
いずれの2件は, 新規設定で利用目的が, 稲, 期間が6年, 小作料は10アールあたり, 玄米2俵, 設定を受ける者は, 経営面積321アールの水稲を作付けする農家で, 農作業従事日数, 160日の認定農業者です。

受理番号7番, 八筋川字ト杭, 田16筆, 20,163平方メートル, 新規設定で利用目的が, 稲, 期間が6年, 小作料は10アール当たり, 玄米2.5俵, 設定を受ける者は, 経営面積987アールの水稲を作付けする農家で, 農作業従事日数, 330日の認定農業者です。

受理番号8番, 阿波崎字和田ほか1地区, 田3筆, 7,932平方メートル, 新規設定で利用目的が, 稲, 期間が6年, 小作料は10アール当たり, 場所により玄米1俵と2.5俵, 設定を受ける者は, 経営面積702アールの水稲を作付けする農家で, 農作業従事日数, 180日の認定農業者です。

受理番号9番, 八千石字八千石ほか1地区, 田7筆, 7,947平方メートル, 新規設定で利用目的が, 稲, 期間が6年, 小作料は10アール当たり, 玄米2俵, 設定を受ける者は, 経営面積681アールの水稲を作付けする農家で, 農作業従事日数, 180日の認定農業者です。

受理番号10番, 本新, 田, 14,832平方メートル,

受理番号11番, 西代字南田ほか1地区, 田7筆, 畑2筆, 計9筆, 14,426平方メートル,

15ページをお願いします。

受理番号12番, 西代字東田, 田4筆, 畑1筆, 計5筆, 13,403平方メートル,

いずれの3件は、新規設定で利用目的が、稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積397アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、150日の認定農業者です。

受理番号13番、結佐字下結佐ほか1地区、田3筆、7,251平方メートル、

受理番号14番、橋向字橋向ほか3地区、田11筆、畑2筆、計13筆、14,945平方メートル、

受理番号15番、結佐字下結佐、田22筆、21,366.1平方メートル、いずれの3件は、新規設定で利用目的が、稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積250アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、300日の認定農業者です。

受理番号18番から23番の再設定については、議案のとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

○議長(加納 昭君) はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長(加納 昭君) それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第6号、「稲敷市農用地利用計画に対する意見決定につて(利用権設定)」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(加納 昭君) 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定しました。

○議長(加納 昭君) 続きまして、議案第6号、受理番号16番ですが農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に関口邦子委員が該当しますので2番、関口邦子委員の退室を求めます。

〔関口邦子委員退室〕

○議長(加納 昭君) それでは、事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局補佐(飯島伸生君) 16ページをお願いします。

受理番号16番、本新、田1筆、畑1筆、計2筆、16,564平方メートル、新規設定で利用目的が、稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積2,263アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、300日の認定農業者です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

○議長(加納 昭君) はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑

ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第6号、「稲敷市農用地利用計画に対する意見決定について（利用権設定）」受理番号16番を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定しました。

○議長（加納 昭君） 審査が終了しましたので関口邦子委員の入室を許可いたします。

〔関口邦子委員入室〕

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第6号、受理番号17番ですが農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に永長秀敏委員が該当しますので27番、永長秀敏委員の退室を求めます。

〔永長秀敏委員退出〕

○議長（加納 昭君） それでは、事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局補佐（飯島伸生君） 17ページをお願いします。

受理番号17番、佐原組新田字高丸ほか3地区、田12筆、畑3筆、計15筆、16,774平方メートル、新規設定で利用目的が、稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、玄米2.5俵、設定を受ける者は、経営面積2,755アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、300日の認定農業者です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議を お願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第6号、「稲敷市農用地利用計画に対する意見決定について（利用権設定）」受理番号17番を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定しました。

○議長（加納 昭君） 審査が終了しましたので永長秀敏委員の入室を許可いたします。

〔永長秀敏委員入室〕



---

## 決議第1号 「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議

○議長（加納 昭君） それでは続きまして、決議第1号、「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは決議第1号、「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議でございますが、本件につきましては、さる6月3日付け通知によりまして、茨城県農業会議会長は、全国農業新聞茨城支局長を兼任しておりますけれども、そこから各市町村へ申し合わせの決議要請があったものでございます。これを受けまして本日提案をする次第でございます。内容につきましては、平成25年度の農業委員会の活動重点事項の中にも目標として掲げている内容でございます。決議文を朗読いたします。

〔決議文朗読〕

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか、質疑ありませんか

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより決議第1号、「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議」を採決いたします。

本案は、原案のとおり採決することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり採決することに決定しました。

---

○議長（加納 昭君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは異議なしと認めます。

これもちまして、平成25年6月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦勞様でした。

